

No.4/5(合併号) 2007(平成19)年6月発行

鎌倉市自治基本条例策定市民会議の「ニュースレター」第4・5合併号です。この「ニュースレター」は、市民会議の参加者、関係者だけでなく、多くの鎌倉市民に、「鎌倉市の憲法」となる「鎌倉市自治基本条例」策定のプロセスを知っていただくことを目的に、発行しています。ご愛読いただき、ご意見をいただければ幸いです。

“住みよい鎌倉”は 自治基本条例で

地方分権改革によって、国から地方自治体への財源と権限の移譲が、実施に移されてきました。一方、少子高齢化、地球環境問題など、私たちの生活に大きな影響をもたらす社会的な変化も顕著になってきました。

こうしたなかで、私たちの住む鎌倉市をより住みよい街にしていくためには、これまでの考え方や仕組みだけではとうてい充分とはいえません。「これからの時代は、行政（市長）、議会、市民のそれぞれが、どうあらねばならないか」について考え直し、その結果をルール（自治基本条例）化することが是非とも必要であると、私たち市民会議は考えています。

<鎌倉市自治基本条例策定市民会議>

「市民会議」の これからの活動について

<自治基本条例市民会議幹事会 宅見正雄>

市民会議が正式に発足してから1年強、私たちは、自治基本条例の必要性や、世の中の動きについて学習すると共に、鎌倉市をもっと住みよい街にしていくための課題について、数多くの意見を出し合い、その方策について話し合ってきました。

こうした第1期の検討結果を踏まえて、いよいよ鎌倉市自治基本条例の“形”を意識しながら、市民会議素案を組み立てる第2期の局面に入ってきました。

この第2期では、論点を整理し一層議論を深めると共に、多くの市民のみなさまと言葉を交わしながら、平成19年10月をメドに市民会議素案大綱をまとめ、次いで第3期では、平成20年3月をメドに、市民会議素案を組み立てる作業へと進めていく計画です。

下記は、現時点で市民会議素案に盛り込もうと考えている論点の概要を示したものです。すでに自治基本条例を制定している自治体の条例を参考にしましたが、具体的な検討業を

通して、鎌倉市の独自性（鎌倉らしさ）を出来る限り多く取り込むようにしていきたいと考えております。

一方で、こうした作業の一層の強化・促進を図るために、市民会議の組織体制を新たに構築しなりました。以下に示す図が、市民会議の組織体制です。

市民会議全体の運営・調整をつかさどる幹事会のもとに、自治基本条例素案の具体的な中身を詰めていく「策定作業部会」と、多くの市民のみなさまのご意見を条例素案に反映させていくための「策定支援部会」の2つの部会を、それぞれ市民会議会員全員の参加で構成し、この2つの部会を同時並行的に、且つ有機的に結びつけながら運営していくことで考えております。

自治基本条例策定市民会議の論点（抜粋）

第2期前期の論点（市民、条例の位置づけ）

1 条例の目的と位置づけ

（1）自治基本条例の目的

市民自治の確立とそれに基づく市政の実現

- ・ 「市政の主人公は市民である」ことの共通認識の形成
- ・ 市政運営の基本原則
- ・ 市民主権確立のために、市民、議会、市長・行政の新しい在り方

（2）自治基本条例の位置づけと最高規範性

- ・ 自治基本条例の中で最高規範性をどう位置づけるか
- ・ 自治基本条例の施行体制、および条例施行後のチェック体制

2 市民自治確立（目的達成）の理念と手法

- （1）情報の公開と共有・・・市民自治の前提条件
- （2）市民参加の在り方、多様な主体との協力協働
- （3）長（行政）の在り方、職員の在り方
- （4）議会と議員の在り方
- （5）市民（住民）投票条例をどう捉えるか

3 用語の定義

- （1）市民・・・居住する住民だけにするのか、鎌倉で働く人、学ぶ人、鎌倉で事業・活動を行っている団体・法人等を含めるか
- （2）参加・・・政策策定課程への参加、政策評価への参加
- （3）協働・・・協働の概念とは、行政・議会と対等平等の関係
- （4）市民の権利と責務・・・市政に参加する権利
市民としての責務をどうするか

第2期後期の論点（仕組み、制度）

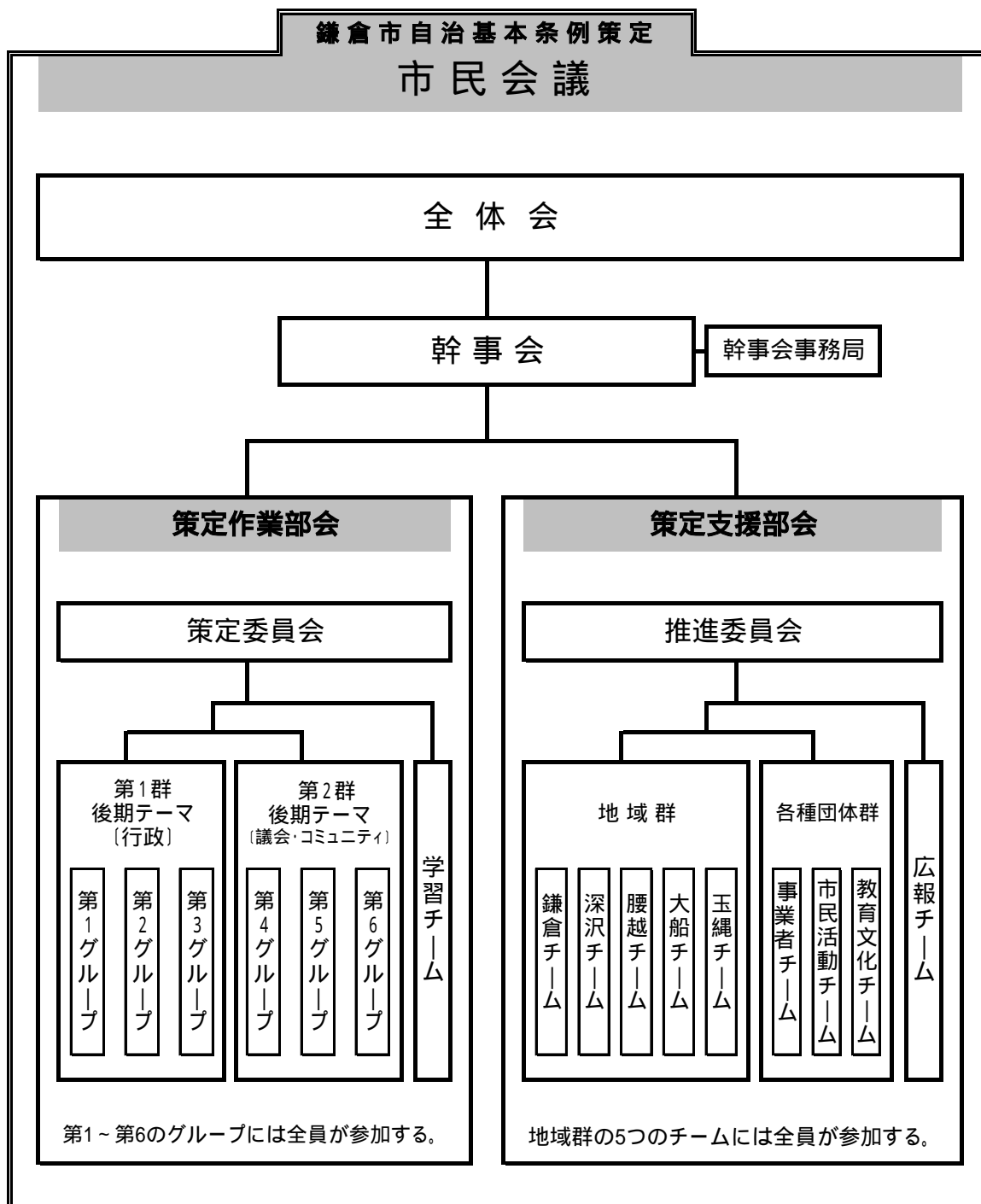
1 行政・・・市長の責務、行政の責務、職員の責務

総合計画、財政の在り方、政策評価をどうするか
外部監査 オンブズマン制度、附属機関の在り方、

2 議会・・・議会の役割と責務、議員の責務、議会と長の在り方 議会と市民の関係

3 コミュニティ・・・地域住民組織、町内会自治会の位置づけ 市民活動の在り方と参加、企業等団体との関係

第2期以降の組織体制



「条文検討作業」が始まりました

< 策定作業部会 小泉親昂 >

市民会議の第2期は条例素案大綱をつくるという策定作業が大きなテーマです。

策定作業部会は市民会議会員全員が参加をし、2期に分けて、前期では「市民」「条例の位置づけ」を大きなテーマとし、後期は「行政」を中心に議論するグループと「議会」「コミュニティー」を議論するグループにわけて議論することとしました。

5月11日の全体会では議論するテーマを選択してもらい6つのグループに分かれ、討議が始まりました。

5月31日には各グループの座長、副座長を選出し実質討議に入ったグループもありましたが、悪天候のため議論できないで解散したグループもありました。

各グループでは6月29日の全体討議までにさらに議論したいところは個別に討議をするなど、別紙「論点」に沿った議論がされています。

各グループの座長、副座長及び学習チームで構成する策定委員会が設置され、各グループ討議の状況を報告すると共に、課題ごとにまとめる作業を行っています。

計画では6月中に、前半の論点の「市民」「条例の位置づけ」の議論を行い、策定委員会としてまとめを行い、7月25日に予定されている全体討議で、条例案大綱の案を決定したいと考えています。

後期については「行政」を議論するグループと、「議会」「コミュニティー」を議論するグループに分かれますが、前期と同じように各グループで議論したことを策定委員会でまとめ、また全体で議論して条例素案大綱案をまとめていきたいと考えています。

地方分権推進改革委員会が政府に提示した「地方分権改革推進にあたっての基本的考え方」を見ても「住民参加の促進、NPOなどとのパートナーシップの確立によって地方分権改革を実現する」と書かれていますし、「地方自治体が地方政府として確立することに向けた分権改革が待たなしの状況」だといっています。

策定委員会では市民会議会員の議論を大切にしながら、鎌倉らしい自治基本条例策定の作業を行っていかうと考えています。

なお現在、各グループの討議が進行中のため、それぞれの意見を紹介することができませんが、今後は順次ニュースレターなどでお知らせしていきます。

「市民対話活動（PI活動）」 が始まりました

< 策定支援部会 幸道宏 >

策定支援部会は新組織の発足に伴い本格的な活動を開始する事となりました。

策定支援部会では、推進委員会のもと9つの実行チームを作り、「自治基本条例を 市民みんなで 作ろう」を合言葉に、また、「一人でも多くの市民の意見を反映させよう」を目標に、全員参加で取り組んで参ります。

その意味で、実行チームは役割に応じて創意工夫を凝らし、自主的かつ積極的に対話交流に努めていくこととしております。また、市民の皆様のご意見を反映させる方法として対話交流を大事にしながらも、既に2度行いました市民フォーラムやアンケート調査、さらには広報活動も引き続き行ってまいります。このように当部会は、あらゆる機会を捉えいろいろな活動を展開してまいります。今後の主な活動内容及び予定は、現在、次の3ステージを考えております。

< 第1期 >

時 期： 7月頃まで。

- テーマ： 自治基本条例の必要性和重要性を中心とした意見交換を行う。
<第2期>
時期： 12月頃まで。
テーマ： 自治基本条例の素案大綱を中心とした意見交換を行う。
<第3期>
時期： 来年3月頃まで。
テーマ： 自治基本条例の素案を中心とした意見交換を行う。

既に、第1期の活動が始まっておりますが、市民の皆様のご支援を頂きながら、実行チームの皆さんは、日々、忙しい中、時間を見つけて活動に取り組んでおります。これからも、市民の皆様のご理解とご協力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

実行チームの活動報告

まだ始まったばかりです。実行チームの置かれている環境は夫々異なり、また役割も皆が一様ではありませんが、各チームの活動内容の一部についてお知らせいたします。

大船チーム

<幸道和宏>

私達、大船地区在住の会員は大船地区の32の自治町内会にアプローチすることを、最初の活動と位置付け、作業を開始しました。先ず、ご挨拶状をお送りし、電話で全ての自治町内会のご意向やお考えを伺いました。中には政治活動と間違えられたケースもありましたが、今では、私達の活動の趣旨をご理解頂いているように思います。既に、ご理解を頂いた一部の自治町内会には直接出向き、意見交換をさせて頂いております。また、これから予定されている所も出てきております。

何れにしましても、自治町内会の皆様のご理解とご協力が大変重要でございます。今後ともご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

玉縄チーム

<春日桂太郎>

戦前からの住民には周知の事だが、市の北部にある玉縄地区は、昭和20年代半ばに鎌倉市に組み入れられた。20年、30年の時の流れを見ると、合併以後、急速に平地に家が建って行き、丘陵傾斜の緑地も切り崩されて宅地になった。この傾向は今もなお続いていて、戦前とはすっかり様子が変わりつつある。松竹の撮影所ができるころまでは大船駅の改札口は岡本側にしかなく、古くから岡本の住民は、今でも西口を表口と呼ぶ変わりようだ。従って、この地域に登録された33の自治町内会は新旧まちまちで、住む人の意識も一様ではない。この特徴は、自治基本条例への対応にも反映されると思われる。市民会議・玉縄チームは相談のすえ、まず玉縄自治町内会連合会の田中八郎会長にお会いして月例の同連合会理事会で市民会議が続いている自治基本条例素案作りの現状を説明する機会をもらえるようお願いした。この結果、近々、これが実現させる運びになっている。これに続いて、あるいは平行して、33ある自治会や町内会ごとに参上して同様の趣旨の会を持てるように働きかけて行く事になっている。関係の方々や、お住まいの方々のご参加を

お願いしたい。

鎌倉チーム

< 三嶋紀子 >

自治基本条例について市民の皆さんと対話する（PI活動）ために、鎌倉地域 58 の自治・町内会を、市民会議の会員の居住地域を中心に担当を決めました。早速担当した地域の会長にご説明し、二階堂と佐助自治会では自治基本条例特集号の広報 150 部を回覧板で地域に回してもらいました。6 月 20 日には長谷自治会の会長など 9 名の幹部と交流会を行い、十二所町内会では 7 月に行われる約 60 名の班長会で説明と意見交換を行う予定です。また、坂の下自治会は幹事会に諮って、自治会としての対応を決めることを約束して頂きました。由比ヶ浜自治会や稲村ヶ崎町内会には資料をお渡ししました。材木座や大町、小町など全ての地域で計画中です。このように、各居住地域の市民会議の皆さん全員と一緒に自治会長にご都合を伺うことで、具体的に動き出しています。

深沢チーム

< 木戸陽成 >

深沢地区の PI 活動は、チームのマンパワーと 37 自治会・町内会という膨大な対象を考慮し、先ずはお手紙とお電話で各会の意向を伺うことにしました。

ご協力を得られる場合は直接訪問または深沢行政センターで会合を持ち、万が一ご挨拶なども無理な場合は、当チームで代替手法を検討し、最終的には地区住居の全市民からのご意見聴取を完遂することを目指しています。7 月中には 37 自治会・町内会との面談または状況把握を目標としています。

事業者チーム

< 宅見正雄 >

事業者チームは、これまで 2 回のミーティングを行い、リーダー、サブ・リーダーの選出をおこなった後、事業者団体のリストに基づいて、市長・代表連名の協力依頼状を作ったうえで、それぞれの団体に直接持参し接触することを決めました。

本格的な意見交換は、素案大綱ができた後がよかろうということですが、まずは、窓口の開設を目的として、メンバーが分担して、各事業者団体にアプローチを開始します。

教育文化チーム

< 太田ゆかり >

私たちは、特に、教育や文化・スポーツの分野で活動している方々を対象にしてこれから PI 活動を行います。まず、どこでどんな方がどんな活動をしているのか、メンバーのそれぞれが、「この人知っている」「このグループにはあの人を通じて話していただく」と対象者やグループを出し合うことから始めました。手分けをしてご挨拶文をお届けし、お会いできるところには数人で出かけることにしています。

まずはお尋ねして、「市民自治基本条例」について知っていただくことから初めて、さらには、それぞれの分野で活動している方が、ご自身の活動に条例がどんな風に関係してくるのか、いま何か活動に困難な部分があるとか、もっとこうなれば活動しやすくなる、もっと豊かな活動が展開できるなど具体的なご意見が伺えたら、今後の市民会議の策定作業

がより多くの市民の意見を反映したものになるのではないかと、期待を膨らませています。

市民活動チーム

< 渡辺光子 >

鎌倉市は市民活動が大変活発です。(平成8年の調査では863団体ありました。)鎌倉と大船の市民活動センターに利用登録している320団体を対象に、12人のメンバーがPI始動です。同センターの協力を得て、挨拶状、自治基本条例や市民会議の資料、PIについての調査票を送り、メンバーが電話で“御用聞き”しています。7月14日にはセンター主催のNPO懇話会に参加します。7月から9月の間、ご希望があれば、団体訪問とアンケート調査を予定しています。市民団体の皆様、どうぞ呼んでくださいね。

6月12日、市民活動課から市民活動に係わる市の施策を聞き、意見交換しました。今、市民活動団体と市の協働事業が公募されているそうです。因みに、平成10年にオープンした市民活動センターは全国初の公設市民運営です。NPO法人鎌倉市市民活動センター運営会議に市が運営を委託しています。NPOと市との協働、そして自治の好事例ですね。

ここでは市民の皆さんからの投稿を掲載します

自治基本条例は住民自治を保障するか

柳下 実(鎌倉自治研センター)

地方自治は住民自治と団体自治によって保障されるという。住民自治とはその地域或いは地方の住民の意向によってその地域、地方の行政が運営、運用されることである。住民の意向によるということは、住民がその地方、地域の主権者として位置づけられ、その主権者としての権利の行使が保障されてはじめて実現する。

市民参加ということが長く唱えられたが、多くの場合、行政の意向に沿った運用がされ、本当の意味で市民権が保障されたとは言い難い。いわば行政行為への

間接参加という形でことが進んだ感を拭いきれない。そこで、間接でなくて、直接参加が叫ばれるようになって市民参画が提唱され、今日に至っている。行政への直接参画は行政計画の策定時から市民の参加、それも少数の市民の参加ではなく、多数の市民の参加が実現して可能になる。また、市民の行政行為に対する提案、提言を市民の基本的人権としてとらえることなしには、市民参画は実現しない。今の鎌倉市の実態は、市民参加は常識になっているけれども、市民参画は始まったばかりなのではある

まいか。たとえば、行政計画策定や執行に深く係る各種審議会、委員会等の構成を見ても、公募市民の任用は不十分といわざるをえない。

一方、団体自治、要するに地方自治体の仕事を地域住民の意向ですすめることについては、93年(平成5年)「国と地方の役割を見直し、国から地方への権限と財源の委譲など地方自治体の自主性、自立性の強化をはかり、21世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立する」ことが国会で決議された。さらに平成7年には地方分権推進法が制

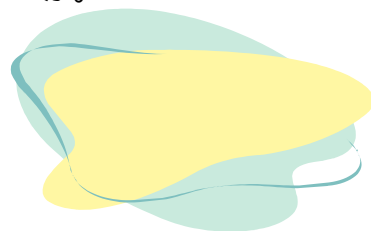
定され、国が一方的に地方自治体に押し付けていた国の事務・機関委任事務は廃止され、国と地方の財源配分も見直しされる筈だった。

市民は国や国会を信じやすいから、これで自分たちの思う自治ができると思ったのだったが、どっこいこれも予想はずれが実態だ。

どこの自治体でも、その自治体の実情に見合った法的根拠として条例を作ることができるという建前だが、これも法律を超えないという原則があって法律を超えると国がみなす条例の制定は禁止される。そもそもそ

れぞれの自治体は、成立条件も歴史も住民や環境も違うのだから、まずその違いをそれぞれ認めた上で自治体の立法権（条例制定権）を認め、それを超える共通の課題について全国的な法律と制度をつくれればいいということになるのではないか。我々が住む鎌倉市はそういう意味では特に条例で独自の制度を創る必要のある市である。ところが市民生活にかかわるほとんどすべての分野で鎌倉市独自の制度は見当たらない。今鎌倉では市民のくらしこわし、まちこわしがすすんでいる

が、市の独自の条例やそれに基づく制度で対処しようとしても、あまりにも国の制約が多すぎる。このような中で今市民の手で「自治基本条例」の素案作りが進められていることを思うと、この条例が実質的に法律をこえることのできる根拠になり得るよう市民の英知が試されているのではあるまいか。



編集後記

会議で、腰越から鎌倉山を経て市役所へ。この時期、車道脇を彩るアジサイが目に鮮やかだ。鎌倉にはアジサイと春先の梅がよく似合う。帰りは夕方。由比ガ浜、稲村ガ崎と、江ノ島へ落ち込む夕日を眺め海岸線を走る。「山」と「海」。この自然が、ここ鎌倉に「武家文化の発祥の地」という歴史を刻み込んだとつくづくおもう。自然を尊び歴史文化を敬う「鎌倉魂」が、「鎌倉市自治基本条例」に息づいてほしいものだ。（出川）

*** 市民の皆様からの投稿を募集しています。お所、お名前を添えてお送りください。**

< 投稿先 > 鎌倉市役所 経営企画課 FAX : 0467 - 23 - 8700 「経営企画課」

*** 課名を必ず明記してください。**

E-Mail : keiki@city.kamakura.kanagawa.jp



鎌倉市自治基本条例策定市民会議

発行人：橋爪幸臣 編集人：狩谷 健

ホームページ <http://www.kcn-net.org/jichi/>

連絡先：鎌倉市役所 経営企画課 経由 編集人まで
電話：0467-23-3000(内線 2215)